

平成30年2月7日

保護者の皆様へ

佐世保市教育委員会
佐世保市立吉井南小学校
校長 松瀬 伸吾

児童生徒の携帯電話（スマートフォンを含む）の取扱いについて

急速に情報化が進展する中、携帯電話（スマートフォンを含む、以下略）の無料アプリやコミュニティサイトなどを介して、児童生徒が様々なトラブルや犯罪に巻き込まれる事件が増加しています。

また、携帯電話は利便性を持つ一方で、過度の利用による学習時間や睡眠時間の減少など児童生徒の基本的な生活習慣の乱れと、それに伴う健康被害の一因となることが懸念されています。

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、文部科学省は小・中学校への持込みについて、県教育委員会は県内公立高等学校への持込みについて、原則禁止としています。

つきましては、次の点を保護者の責任として徹底していただきますようよろしくお願いします。

○ 携帯電話を子どもに持たせるかどうかについては、次の点を十分に踏まえて判断する。

- ・ 携帯電話には、利便性とともに、危険性や問題点があること。
- ・ 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であり、学校への持込みは原則禁止であること。

※なお、携帯電話を持たせる場合には、次の事項を徹底する。 ※参考(1)(2)

- ・ フィルタリングを設定する。
- ・ 「家庭のルール」を作り、利用方法について指導するとともに、利用状況を把握する。 ※参考(3)

【参考】

- (1) 「青少年インターネット環境整備法」…業者に対し、18歳未満の子どもが使う携帯電話等にフィルタリングサービスの設定を義務化している。保護者名義で子ども用携帯電話を購入する場合も、保護者は子どもが使うことを申し出ることが義務化されている。
- (2) 「長崎県少年保護育成条例」…長崎県は、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を携帯電話業者へ申し出ることができる理由を下記のとおり限定した。
 - ◇ 少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該少年の業務に支障が生じる。
 - ◇ 少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで日常生活に著しい支障が生じる。
 - ◇ 保護者が少年の携帯電話インターネット接続の利用状況を適切に把握する等により、少年がインターネットの有害情報を閲覧することがないようにする。

【参考】

(3)「我が家の携帯電話ルール」を作しましょう！

ルールの例

- 1 危険なサイトにアクセスしないよう、フィルタリングを設定する。
- 2 使用するとき以外は親に預ける。
- 3 携帯電話の保管、充電場所は家族のいる部屋にする。
- 4 自分の電話番号やメールアドレスを知らない人に教えない。
- 5 勉強中、食事中、入浴中などは携帯電話を使用しない。
- 6 夜9時以降は携帯電話を使用しない。
- 7 休日の使用時間は、1時間以内にする。
- 8 電車やバス、歩行中や自転車に乗っているとき等、携帯電話を使用しない。
- 9 悪口など、相手を傷つけるような使い方はしない。
- 10 インターネット上に、自分や友達の名前、住所、顔写真等、個人に関する情報を公開しない。
- 11 チェーンメールや知らない人からのメールは無視し、家族や先生に相談する。
- 12 不安なことや心配なこと、困ったことがあれば、すぐ家族や先生に相談する。
- 13 1週間に一度は携帯電話の使用状況を保護者に見せる。
- 14 決められた金額以上は使わない。
- 15 知らないサイトに書き込んだり、知らない人と会ったりしない。

携帯電話の利用状況

	佐世保市				本 校			
	平成26年度		平成29年度		平成26年度		平成29年度	
	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年
自分用の携帯電話を所持している。	40%	40%	48%	48%	24%	26%	45%	42%
フィルタリングを利用している。 (「わからない」との回答を除いた有効回答における割合)	71%	75%	68%	71%	100%	100%	0%	80%
インターネットやメールを利用している。	65%	76%	66%	75%	71%	92%	78%	40%
LINEを利用している。	16%	29%	30%	44%	0%	25%	20%	21%
メール、LINEで悪口を書かれた。	5人	8人	15人	13人	0人	0人	0人	0人
チェーンメールを送られた。	13人	54人	11人	126人	1人	0人	0人	0人
個人情報や写真などを無断で流された。	1人	10人	6人	4人	0人	0人	0人	0人
迷惑メールが送られたりつきまとわれたりした。	8人	6人	31人	20人	0人	0人	0人	0人
ネットで知り合った人と実際に会った。 (会いそうになった。)	0人	0人	2人	3人	0人	0人	0人	0人
LINEで仲間はずしをされた。	0人	3人	0人	5人	0人	0人	0人	0人

※ ネットでのみ知り合った見ず知らずの者に会うことで、犯罪に巻き込まれる可能性が格段に高まることに留意する。

◎ 携帯電話を何に使うのか、親子で目的をはっきりさせたいうえで、一方的な押し付けにならないように、必ず子どもと話し合いながらルールを決めましょう。

また、ルールをつくったら、印刷して、子どもも保護者も目にする場所に貼るなど、いつも意識できるような工夫をしましょう。